

付に対する一般的な概念の双方に現われた近年の発達を反映していた。初期の疾病保険制度と国際労働機関の条約は、「病的な状態」の存在により給付の受給資格を与えていた。つまり、観察された状態による病理学的な状態が、とくに臨床的な現象もしくは症候群として確認されていた。条約第130号はこの属性をもはや義務として負わせていないし、むしろ、健康保険が治療的性格と同様に予防的性格をもつ医療へのニーズをカバーしなければならないということを強調して、医療の統一という基本原則を反映している。

予防的医療は、事実上では、健康保護の基本的かつ特殊な側面の1つである。この政策が基本的には経済的な考察にもとづいている場合でさえも、医療が疾患の安定化にかかわるものだけでなく、本当にニーズをもっている男子や女子に関連をもっているということは、忘られるべきでない。もっとも、当人が健康であると感じていない人びとを除いて、人びとはその理由を知らない。このような状態の人びとには、どこで予防的医療が終り、どこで治療が始まるかということを述べるのは困難である。

健康保険に関する医療の予防的および治療的機能に加えて、現在では、近代的医療で利用できる3分の1が、主として、リハビリテーションの機能を果している。つまり、それは疾病中の患者もしくは労働不能者に対して、当人に経済的および社会的生活で当人の場を再び取りもどさせる能力を回復することである。これは身体障害者にとって基本的な事柄となる機能である。

そのような環境では、また、提供された医療の質および給付への受給資格の条件にもとづいて、疾病・廃疾保険制度の組織は、その制度の財源調達に対する拠出に十分な水準を維持するために、喪った稼得能力を回復するか、あるいは、従来もっていなかった労働能力を開発するあらゆる機会を十分に利用せねばならない。これはベルギーの強制的な疾病・廃疾保険制度を再編成した、

1963年8月の法律がもっていた第一義的な基本原則である。

*L'Assurance Maladie-invalidite Et Less Handicapes, Revue Belge de Securite Sociale, No. 9, 1973, pp. 947 - 963 ; No, 27, '74/75.*

## 年金年齢到達者を就労させる要因

**A. Butora, J. Klimentova**

(チェコスロvakia)

本稿には、年金年齢に達した高齢者を就労させる研究の報告が示されている。筆者は1971年と1972年に実施された研究結果を論述している。そのような研究は国内の労働力不足と、そのような不足を年金受給者の雇用で埋め合せる意図から行なわれた。問題は年金受給者を雇用に就くように奨励する手段を見付けることであった。

研究チームは次のような仮定をたてていた。

- (1) 年金受給者の雇用に望ましい労働条件。
- (2) 年金受給者の生活状態と雇用に対するかれらの態度。

したがって、使用者の観点は、事業所の選択の場合に、年金受給者を雇用するのに最も大きなニーズをもつ事業所が、まずサンプルに含まれるということに、第一義的な注意を払われた。

研究について適切な方法を選ぶ場合に、次の3点が考慮された。

- (1) 国民経済における人的資源のニーズとその適切な供給。

- (2) 年金受給者と年金年齢に達した人びとのニーズと環境。
- (3) 年金の費用。

取上げられた仮定的な要素は次の内容を含んでいた。

#### 客観的な要素

- (1) 年金受給者の経済活動に対する法律と法律的な基礎。
- (2) 人的資源のニーズ（これは次の各部門を選んで決定した。つまり、製造業、建設業、農業、林業、商業、食品業、地域サービス）。

#### 主観的な要素

- (1) 世帯の状況。
- (2) 個人的な関心。
- (3) 健康。
- (4) 年齢。
- (5) 年金を受給する以前の職業の型。
- (6) 年金額。
- (7) 年金に加えられる、あるいは、年金を代替する雇用の賃金。

考察はサンプルで抽出した72事業所に雇用される3,073人の年金受給者と、経済活動に従事するかどうかに関係なく家庭に訪ねた599人の年金受給者をカバーしていた。これら双方のグループを利用する結果は、可能な限り比較され、集められた。

研究の結果、次のような点が発見された。

- (1) 年金年齢に達した人びとの雇用されている比率は、その年齢のグループに属する人びとの人数を比較すれば、比較的に低い。
- (2) 事業所は年金受給者を雇用するのに関心をもっているが、しかし、その雇用は退職における資格条件となんらの関係ももたない低賃金と低い社会

的地位をもつ補助的な仕事にすぎない。男子年金受給者のうち、大きな比率を占める人びとは、工業的な工場から離れた農村地域に暮しており、また、とくに、かれらの住んでいる村は、報酬を得る雇用以外の方法で当人達に時間をすごさせる機会をたっぷり提供してくれるので、かれらは労働するために喜んで遠距離を通いたがらない。人員補充の主要な源泉は、64歳までの男子と59歳までの女子である。

- (3) 年金年齢に達した大部分の男子は、年金と賃金を同時に支払われるのを法律で許された限度以内で、短期的な雇用を探している。非筋肉労働者は年金を減額されて、雇用を続けている。小さな比率の人びとだけが、6%の年金割増しを認められるのを条件として年金の受給申請を延期し、退職年齢に達しても、積極的に雇用を継続している。
- (4) 報酬を支払われる労働に就かない理由は、次に示すとおりである（比率の高い順位による）。

#### ◎ 男子

- (a) 疲労を感じたり、病気である（72%）。
- (b) 庭や小さな農地で働く、近所の手伝いをして報酬を支払われる、不規則な間隔をおいて事業所でとるに足らない仕事をする。
- (c) 年金が十分である。
- (d) 住居の修理や維持および家事を担当する。

#### ◎ 女子

- (a) 疲労を感じたり、病気である（62%）。
- (b) 家事を担当する。
- (c) 子供達のために家の留守番をしたり、孫達の世話ををする。
- (d) 年金が十分である。

この部分では、余暇のすごし方により、男子は3グループに分けることができる。つまり、約40%は病気で働けないから、散歩、読書、テレビジ

ヨンなどで時間をすごす。45%はかれらの時間を庭造り、(自分の、子供の、あるいは近所の)家屋の補修、動物の飼育、(当人自身の、子供の)家で休息に費やしている。これらと反対に、女子は52%が家事を担当している。25%は家を切り盛りするために子供の手助けをしている。15%は庭造りや動物の飼育を行なっている。そして、残りの人びとは体を動かす活動を行なっていない。

- (5) 調査対象のうち約30%の年金受給者は、事業所がかれらを雇用するのになんらの関心も示さなかったと述べた。これは他の事業所で雇用を見つけることのできた男子の年金受給者には、なんらの影響も与えなかつたが、しかし、女子の年金受給者では、女子は外の場所で雇用を探すのに積極性をほとんど示さないので、かれらにとって、この傾向はきわめて重要である。
- (6) 年金額は年金受給者の行なう決定に大きな影響をもつとは思われない。
- (7) 年金受給者に支払われた賃金は低く、しかも、全国的な平均賃金よりも低い。

Faktory ovlivnujici Pracovni Aktivitu v Penzijnim Veku,  
Zpravodaj Vyzkumného ustavu Socialiho Zabezpeceni, No.2,  
1973, pp. 34 - 45 ; No. 51, '74/75.

〔以上2編の「I S S A海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するI S S AのAdvisory Committee - 1967年10月一による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。〕

(平石長久 社会保障研究所)

### 社会保障こぼれ話

## 健康保険の資格条件

(アメリカ)

この国には、老齢者への給付制度以外に、連邦法で規定した公的な健康保険が実施されていない。その状況に対して、雇用と関連させた私的な健康保険が普及しており、民間被用者の62%がこの制度でカバーされている。この制度は多種多様な形をしており、たとえば、制度で保護をうけるまでに資格条件として要求される期間も異なる。

1974年に、2,840万人をカバーする52,000の制度を調査した結果によれば、62%は病院給付について1ヵ月以上の雇用を要求し、残りは雇用と同時に受給できることになっていた。1ヵ月以上の期間では、労働者の28%が1ヵ月、8%が2ヵ月、16%が3ヵ月、11%が4ヵ月であった。また、雇用と同時に適用が開始されるグループでは、労働者が最も多いのは製造業の1,500万人、卸売・小売業の1,010万人がこれに続き、最も少ないのは鉱業の30万人であった。しかし、この適用方式を用いるのは鉱業の85%が最も比率が高く、運輸・公共サービスが50%で、他の産業別グループは50%以下であった。

制度数と制度でカバーされる労働者が最も多い製造業では、直ちに適用するのが42%，待期の雇用期間1ヵ月が30%，2ヵ月が9%，3ヵ月が14%，4ヵ月以上が5%であった。

資料 U.S. Dept. of H.E. & W., Social Security Administration,  
Social Security Bulletin, Vol. 40, No.3, 1977, pp. 28-33.

(平石長久)